

第22期
第9回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年2月25日(木) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 11号	非農地証明について
日程第4	報告第 12号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5	報告第 13号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第6	議案第 32号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7	議案第 33号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 34号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 35号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第10	議案第 36号	令和3年度 標準農作業賃金・農作業委託料金について
日程第11	議案第 37号	令和3年度 農地の賃借料情報について
日程第12	議案第 38号	令和3年度 参考賃借料について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第9回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、5番 鈴木政司委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第11号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第11号 「非農地証明について」次の農地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれかにも該当しないことの証明願いがあつたので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

通知人 申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
登記名義人 申請人に同じでございます。

土地の表示

所在 大字○○○○○○○○
地番 ○○○番地○
登記地目 畑
地積 4.27㎡
現況地目 宅地

非農地となった時期・理由 昭和62年に転用許可を受けた地番○○○-○住宅を建築して以来、隣接する地番○○○-○も宅地の一部として利用してきた。

また、面積も小さく耕作することは、現実的に不可能な農地であるため。

調査年月日 令和3年2月12日
もう1筆でございます。

土地の表示

所在 大字○○○○○○○○
地番 ○○○番地○
登記地目 畑
地積 194㎡
現況地目 宅地

非農地となった時期・理由 農地法第4条許可 昭和62年10月12日付
指令置総農振第85号

専決年月日 令和3年2月16日
報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より「状況報告」をお願いいたします。農地部会長
8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 1 番案件について調査の結果をご報告いたします。

2月12日、わたくしと、児玉委員、地元委員の高橋委員、事務局の橋本補佐と現地調査を行いました。

申請のあった筆のうち、地番〇〇〇-〇については、昭和62年に住宅用地として転用許可が出ており、現在も住宅が建っておりました。

地番〇〇〇-〇については、転用許可はありませんが、以前から宅地の一部として利用されており、また、面積も小さく、農地として利用することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。以上報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第12号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第12号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定のより農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇 〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇番地〇

地 目 畑
地 積 556㎡ 他10筆
契約期間 平成24.11.27～令和4.11.26
解約日 令和3.2.9
解約の事由 相手方の要望
他24件
報告は以上になります。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は、報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第13号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第13号 「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1 申出人 白鷹町大字○○○○○○番地○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○
地 番 ○○○○番地
地 目 畑
地 積 477㎡
申出内容 土地の売却のあつせん
結 果 調整により ○○ ○○ 氏と売買が成立
報告は以上になります。

議 長

説明が終わりました。

ここで、1番案件について調整委員の 2番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いいたします。

新野 清委員 はい、議長。

議 長 はい、新野委員。

新野 清委員 農用地の利用関係の調整報告を申し上げます。

調整委員の指名を受け、わたくしと、村上浩康委員の2名で、申出人〇〇〇〇氏より申請があった、大字広野の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏より、購入しても良いというお話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。金額は、畑、1筆477㎡で、総額〇〇〇〇〇円です。10a当り〇〇〇〇〇〇円となります。

引き渡し時期は、いずれも令和3年3月26日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

2月5日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第6 議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件でありますので、2回に分けて審議いたします。

はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件及び2番案件について審議を行います。

ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、4番 児玉匡樹委員の退室を求めます。

(児玉委員退室)

1 番案件及び 2 番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第 3 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可について」次の農地について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	長井市〇〇〇〇〇番〇〇〇号	〇〇	〇〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地〇
地 目	田
地 積	2, 2 0 4 m ²
経営面積	2 7, 5 9 7 m ² (取得前)
	2 9, 8 0 1 m ² (取得後)
契約の種類等	所有権の移転 (売買)
対価 (1 0 a 当り)	総額〇〇〇〇〇〇円

他 1 件でございます。
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。

1 番案件及び 2 番案件について、9 番 丸川正博委員よりお願いします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員。

丸川正博委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

2月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、軽トラック2台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術は本人15年、父50年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は29,801㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。

引き続き、2番案件について調査のご報告をいたします。

2月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況、労働力の確保状況、農作業への常時従事等の要件については、1番案件で報告したとおりであり、各要件を満たしております。取得後の経営面積は31,289㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について、許可することに決しました。ここで、4番 児玉匡樹委員の入室を求めます。

(児玉委員入室)

議事を進行いたします。

引き続き「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。
3番案件から6番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 3番案件から6番案件について、ご説明申し上げます。

番号3

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地	氏名	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地	氏名	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇番地〇
地 目	畑
地 積	5 5 6 m ² 他 1 1 筆
経営面積	2 7, 5 8 8 m ² (取得前) 3 7, 0 8 9 m ² (取得後)
契約の種類等	所有権の移転 (贈与) 他 3 件でございます。 説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
3番案件について、9番 丸川正博委員よりお願いします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員。

丸川正博委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

2月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、弟とのことです。技術は本人14年、弟6年の経験があり問題ないと思われま

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は37,089㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして4番案件について、8番 齋藤永治郎委員より
お願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

2月16日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機2台、草刈機2台、バックホウ1台、
軽トラック2台、ダンプ2台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術については、本人15年、父50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められま
す。取得後の経営面積は12,694㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長

引き続き5番案件もお願いします。

齋藤永治郎委員 はい。5番案件について調査のご報告をいたします。

2月17日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、草刈機2台、モア1台、管
理機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、母とのことです。

技術については、本人15年、母50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められま

す。取得後の経営面積は11,934㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に6番案件について、10番 村上浩康委員よりお願い
します。

村上浩康委員 はい、議長。

議 長 はい、村上委員。

村上浩康委員 6番案件について調査のご報告をいたします。

2月15日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。機械の所有状況につきましては、共同のトラクター2台、田植
機1台、共同のコンバイン1台、管理機2台、耕運機2台、運搬車1台、軽ト
ラック1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、妻、
子とのことです。技術については、本人40年、妻10年、子1年の経験があ
り、問題ないと思われまます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作し
ています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると
認められます。取得後の経営面積は10,065㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。3番案件から6番案件について、一括
して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。3番案件から6番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、3番案件から6番案件について、許可することに決しま
した。

日程第7 議案第33号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第33号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 氏名 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 畑
地 積 104㎡
契約の種類等 所有権の移転（売買）
転用目的 家庭菜園・雪捨場
他2件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について、7番 中川要一委員よりお願いいたします。

中川要一委員 はい、議長。

議 長 はい、中川委員。

中川要一委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

2月24日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。
転用を行うに必要な資力信用については、資金証明書を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。
遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施しま

す。他法令による必要な許認可等についてはありません。併用地はありません。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして2番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

2月15日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等についてはありません。併用地はありません。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に3番案件について、5番 鈴木政司委員よりお願いします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

2月14日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、道路法の許可については、農転許可後に申請します。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議長 ご苦労様でした。報告が終わりました。

質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第8 議案第34号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件でありますので、2回に分けて審議いたします。

はじめに、議事参与の制限に該当する12番案件について審議を行います。

ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、1番 樋口金一郎委員の退室を求めます。

(樋口委員退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

挙手全員、よって、提案のとおり、第7回 白鷹町農用地利用集積計画のうち、1番案件から11番案件及び、13番案件から38番案件について計画のとおり決定しました。

日程第9 議案第35号 「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。議案第35号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

1. 権利設定者（譲受人）

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇

土地の所在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇番地

地 目 畑

地 積 477 m²

総 額 〇〇〇〇〇円（10 a 当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）

3. 権利の設定等の内容

権利の内容 所有権移転

法律関係 売買

権利の設定・移転の時期 令和3年3月26日

支払期限 令和3年3月26日

土地の引き渡し時期 令和3年3月26日

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第36号 「令和3年度標準農作業賃金・農作業委託料金について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。議案36号「令和3年度 標準農作業賃金・農作業委託料金について」令和3年度 標準農作業賃金・農作業委託料金について、次のとおり決定する。別紙1のとおり。

別紙1をご覧ください。

議案第36号 別紙1「令和3年度 標準農作業賃金・農作業委託料金」

農作業賃金

作業内容 普通作業
金 額 6,900円
摘 用 賃金は食抜きとし、1日の労働時間を8時間とします。

農作業委託料金

種 別 畑耕起
単 位 10a
金 額 消費税抜き 9,000円
消費税込み 9,900円
摘 用 2回掛け
以下ご覧の通りでございます。
説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本案件は提案のとおり決しました。

日程第11 議案第37号 「令和3年度農地の賃借料情報について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。議案第37号「令和3年度農地の賃借料情報について」令和3年度農地の賃貸料情報について、次のとおり決定する。別紙2のとおり。

別紙2をご覧ください。

議案第37号 別紙2 令和3年度農地の賃借料情報
水田の賃借料（金額の単位：10aあたり年額）

地 区	蚕 桑
平均額	10,600円
最高額	15,000円
最低額	8,400円
筆 数	141筆

以下ご覧のとおりとなります。

つづきまして畑の賃借料（金額の単位：10aあたり年額）

地 区	蚕 桑
平均額	4,600円
最高額	10,700円
最低額	2,900円
筆 数	46筆

以下ご覧のとおりとなります。
説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決する
にご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本案件は提案のとおり決しました。

日程第12 議案第39号 「令和3年度参考賃借料について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。議案第38号「令和3年度参考賃借料について」令和3年度参考賃借料について、次のとおり決定する。別紙3のとおり。

別紙3をご覧ください。

議案第38号 別紙3 令和3年度参考賃借料

種 別	田
農地区分	1等級
参考賃借料	17,000円
共済組合引受基準収量(10a当り)	600kg以上

以下ご覧のとおりとなります。

つづきまして

種 別	畑
農地区分	普通畑
参考賃借料	4,000円
共済組合引受基準収量(10a当り)	主たる作物として馬鈴薯・大根の1年2作により算定

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本案件は提案のとおり決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって、第9回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第9回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和3年2月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____